

公立甲賀病院居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 地方独立行政法人公立甲賀病院(以下「法人」という。)が設置する居宅介護支援事業所(以下「事業者」という。)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する項目を定め、事業者の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者等に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状態やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- 4 事業の実施に当たっては、関係市町、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携に努める。

(事業者の名称等)

第3条 事業を行う事業者の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 公立甲賀病院居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 滋賀県甲賀市水口町松尾1256番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業者の勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (介護支援専門員と兼務)

管理者は、事業者の職員の管理及び業務の管理を一元的に行い、また当該事業の職員に法令及びこの規定を遵守させるために必要な命令を行う。

- (2) 介護支援専門員 1名以上 (うち1名管理者と兼務)

要介護者からの相談に応じ、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、居宅サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の居宅サービス計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整等を行う。

- (3) その他職員 必要な業務を行う。

2 前項に規定する職員は、法人が設置する他の事業所との業務を兼ねる事ができるものとする。

(営業日、営業時間等)

第5条 事業者の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- 2 前項第1号に規定する営業日は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）を除くものとする。

（居宅介護支援の提供方法及び内容）

第6条 事業の提供方法及び内容は次の通りとする。

- (1) 相談場所 事業所の相談室及び利用者宅その他必要と認められる場所
- (2) 課題分析表の種類 全社協方式等
- (3) サービス担当者会議の開催場所 事業所の相談室及び利用者宅その他必要と認められる場所。
- (4) モニタリング 利用者宅を1箇月に1回以上訪問し、利用者の自立した日常生活 を支援する上で解決すべき課題の把握、居宅サービス計画作成後における計画の実施状況把握及び連絡調整等を継続的に行う。

（利用料）

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担はない。

- 2 次条の通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要した交通費は、事業の実施地域を超えた地点からその実費を徴収する。この場合において、自動車を使用した場合の交通費は、1キロメートルにつき20円を徴収する。
- 3 利用者の求めに応じて複写物を交付する場合は、一枚につき20円を徴収する。
- 4 前項に規定する費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。
- 5 第2項及び第3項の場合において、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による額（1円未満切り捨て）を加算する。

（通常の事業の実施地域）

第8条 事業者が行う通常の事業の実施地域は、甲賀市及び湖南市の区域とする。

（契約の終了について）

第9条 利用者は、事業者に対して、書面で通知することにより、いつでもこの契約を解約できる。

- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合は、契約終了日の1箇月までに利用者に書面で通知する事により、この契約を解約できる。

（医療との連携）

第10条 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成にあたり、医療サービスが必要な場合又は利用者が希望する場合は、利用者の同意を得て主治医の意見を求め、医学的観点から留意事項を尊重する。

（事故発生時の対応）

第11条 事業者は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、市町、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。

3 事業者は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うよう努めなければならない。

(苦情に対する対応方針)

第12条 事業者は、提供した事業又は自らが居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応する。

2 事業者は、自ら提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町が行う調査に協力するとともに、市町からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って行う。

(個人情報の保護)

第13条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外での目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

3 テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用する場合は、利用者またはその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用については利用者またはその家族に文書により同意を得るものとする。

(虐待防止)

第14条 事業者は、利用者の人権、虐待の防止等のため、責任者を設置し委員会等必要な体制の整備を行うとともに、事業者の職員に対し、研修の機会を確保するものとする。

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業者の職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

(事業継続計画)

第15条 事業継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅サービスの提供が受けられるよう、事業継続計画の策定をするとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第16条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

(ハラスメント)

第17条 事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な処置を講ずるものとする。

(身体拘束)

第18条 事業者は、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 事業者は、職員の資質向上を図るための研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1箇月以内

(2) 継続研修 年1回以上

2 事業者は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、完結の日から法令に定める期間保存するものとする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は法人と事業者の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年3月1日から施行する。

この規定は、令和6年5月1日から施行する。